

# 第36回かごしま福祉と憲法を考える会定例学習会 2022年7月2日

## 憲法改（正）と参院選の私（たち）の一票

1. 参院選各党の政策主張から考える
2. 憲法9条のこれからを考える
3. NO WAR ! 即時停戦！スタンディング

		令和4年7月25日任期満了			令和7年7月28日任期満了		
会派名	議員数	比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
<a href="#">自由民主党・国民の声</a>	111(17)	20(4)	36(5)	56(9)	17(3)	37(5)	55(8)
<a href="#">立憲民主・社民</a>	45(15)	8(2)	15(5)	23(7)	8(2)	14(6)	22(8)
<a href="#">公明党</a>	28(5)	7(0)	7(3)	14(3)	7(1)	7(1)	14(2)
<a href="#">国民民主党・新緑風会</a>	16(4)	4(1)	6(2)	10(3)	2(1)	3(0)	5(1)
<a href="#">日本維新の会</a>	15(3)	3(1)	3(1)	6(2)	5(0)	4(1)	9(1)
<a href="#">日本共産党</a>	13(5)	5(2)	1(0)	6(2)	4(1)	3(2)	7(3)
<a href="#">沖縄の風</a>	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)
<a href="#">れいわ新選組</a>	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	2(1)
<a href="#">碧水会</a>	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	2(2)
<a href="#">みんなの党</a>	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)
<a href="#">各派に属しない議員</a>	8(4)	0(0)	3(1)	3(1)	3(2)	2(1)	5(3)
合計	243(56)	48(10)	72(17)	120(27)	50(11)	73(18)	123(29)
欠員	2	0	1	1	0	1	1
総定数	245	48	73	121	50	74	124

国民民主が3党合意改憲案に賛成すれば決定的  
 国民民主が反対でも、自民+公明+維新で8議席増程度で2/3  
 に到達  
 全議席 $248 \times 2/3 = 166$ 議席

	非改選	改選議席	現有議席	
<u>自由民主党・国民の声</u>	55	56	111	👉 119
<u>公明党</u>	14	14	28	👉 27
<u>日本維新の会</u>	9	6	15	👉 21
<u>与党系無所属議員</u>	1 (推定)	3 (推定)	4 (推定)	👉
合 計	79	79	158 <span style="color: red;">-8</span>	170以上 (推定)
<u>国民民主党・新緑風会</u>	5	10	15	👉 10

## STOP! 9条への自衛隊明記と緊急事態条項設置

1. 国民民主党が改憲勢力に入るので、いずれにしても参院選後の政治状況は衆参双方、改憲勢力が2/3以上になると（思われます）
2. 国民民主・維新・公明とも自民の改憲案に無条件賛成しているわけではないので、自民4項目改憲案がそのまま通るわけではない。
3. おそらく、憲法審のなかで、やり取りが行われ、優先的に合意する項目が選択されるだろう。そのプロセスの中で立民は置いてきぼりにされないよう、改憲議論に入っていくことになる（だろう）
4. 結果として、9条に自衛隊明記及び、緊急事態条項の新規設置が文言修正を受けたのち、自民・公明・維新・（国民）の賛成により、国民投票に付される事項が決められる可能性が（高い）
5. 紆余曲折があるが国民投票実施になる可能性はあると思える。

6. メディアでの改憲宣伝が激しく行われる決定的に不利な状況のなかで憲法改正国民投票の可否についての運動が行われる。安倍政権下での憲法改正（悪）はとりあえず回避されたが、岸田政権下（宏池会派閥）で憲法改正（悪）が実現（する？）
7. 参院選を前に世論調査で憲法問題は国民の関心事として極めて低い結果となっている。しかし、国民投票実施時期には世論調査で改憲問題は国民の関心事のトップになっているだろう。世論は大手メディアによって創られる。いやな予測を述べたが、実情は甘くない。  
このような中で、憲法改悪に反対していく声をあげ続ける。

## 憲法九条の今まで、そして今後・・・

1. 9条が成立した時は、文言通りの解釈で個別的自衛権も当然にも否定されていた。（自衛隊も存在しなかったし、非軍事が国是）
2. 冷戦体制の顕在化、朝鮮戦争の勃発、そしてサンフランシスコ条約締結（片面講話）とセットになった日米安保条約の締結等をおして、自衛隊の設立と個別的自衛権の行使が前提とされる政府解釈が定着した。
3. 安倍政権下の新安保法制成立により集団的自衛権の一部行使が確定し、憲法9条は実質的に内側から破壊された。
4. 自衛隊を憲法9条に追記する改憲案は、中途半端な案だと思うが、実質的に集団的自衛権のフルスペックの行使に道を拓いていくと思われる。

## 現日本国憲法第二章 戦争の放棄

### 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 自民党改憲案

9条の1、1項・2項（現9条）に9条の2、1項・2項を追加する。  
9条の1を残すが、その全否定を9条の2で行う。  
（後法優先の原則）

### 第9条の2

前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。



**憲法9条を守れではなく、破壊された憲法9条の再建が課題。**

**軍事力によって平和が保たれるという19-20世紀的発想を脱却したのが9条である。**

**「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して・・・」憲法前文**

**憲法9条が第二次世界大戦終了後の、つかの間の世界平和への幻想だったとすれば、現実（軍事力整備）に戻るしかない。**

**しかし、9条が幻想ではなく理想だったとすれば、それは今も実現を目指していくべき課題である。**

つまりは、人類は永遠に戦争から解放されない生物なのかどうかということだ。自己保存本能とそれに付加される血縁・地縁、そして国民国家へと利益共同エリアが広がり、国家のレベルで法の支配が貫徹されるが、今のところ国民国家が利益共同エリアの最終到達地点でそれを超えることが出来ないでいる。

国民国家は権力により国民を支配し統合するが、国益をめぐる他国との戦争が常に準備される。

私たちは国益概念と距離をおき、国家とは同一化しない、国家に吸収されない、ナショナリズムには回収されないという価値観が必要だと思う。

いつの日か世界政府・地球政府誕生がくるだろうか。ホモサピエンス（賢い人）というならそれは夢ではなく現実であって欲しい。

私は軍事力行使による自衛権行使には反対です。  
憲法制定時の9条の理念を支持する。自衛隊は違憲である。将来的には人道支援・災害救助（国際）隊に改組されることを望む。  
万一、（敵国？）の侵略行為があったとして非軍事・非服従・非暴力抵抗を貫くことを望む。  
しかし、敵国とはどこの国のことなのか、その国はなぜ日本に軍事的侵略行為を仕掛けてくるのか・・・  
敵国（実は友好国）との政治・経済・社会・科学・文化・スポーツ・観光・相互留学・地域間（自治体間）交流、そして領土・貿易・海洋資源・環境問題での友好的交渉でほとんどの利害対立に関し、当面の解決（当分の棚上げ含む）を導き出すことは十分可能だ。  
憲法9条の理念は現実的で実現可能である。と、私は思う。  
それは妄想？これが妄想だとしたら人間（国家）はカインの末裔として人殺しの宿命から逃れられないということだ。

- 国際政治のリアリズムなる妄想によって、敵国を創造し、互いに軍事力を強化する。彼らは戦争の体験があるわけではない。机上の戦争ゲームに夢中なだけだ。
- 平和は軍事力がなければ構築できないという妄想と、非武装非軍事こそが平和を作り出すという妄想はどうも交わるところがない。足して2で割るわけには、玉虫色にはいかないようだ。
- 専守防衛、非核三原則、集団的自衛権行使の否定が今までの日本の安全保障の玉虫色だったと言えるのだが・・・  
今や敵基地攻撃、核共有、集団的自衛権行使などとマッチョなハリウッド戦争映画に夢中になるような無責任な戦争オタクが権力の中樞でのさばり始めている。